

様式第17号（その4）（第37条関係）（吏員による措置命令）

第 号  
年 月 日

様

命 令 書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第3条第1項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。

なお、本命令に従わない場合は、消防法の規定により処罰されることがある。

発令年月日	発令者	所属	
		階級・氏名	⑩
所在地	名称		
(行為者・所有者・管理者・占有者) 氏名			
法第3条第1項		命令の理由となる事実及び命ずる措置	
第1号	火遊び 喫煙 たき火 火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	禁止	
		停止	
		制限	
		消火準備	
第2号	残火、取灰又は火粉の始末		
第3号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理		
第4号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去		
備考			

## 教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野田市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期日が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。